

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
廃校校舎等を利活用した地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
奈良県吉野郡十津川村

3 地域再生計画の区域
奈良県吉野郡十津川村の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

十津川村は、奈良県の最南端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、面積672.35平方キロメートルで、奈良県の約5分の1の広さを占めている日本一広大な村である。

村の中央には、十津川本流（熊野川上流）が深いV字溪谷をなして歪流し、これに沿って国道168号が南北に走り、東西から国道425号、県道龍神十津川線、県道川津高野線が接続している。

東部には大峯山脈が南北に延び、「大和のアルプス」又は「近畿の屋根」といわれ、山岳美・溪谷美にすぐれていて、吉野熊野国立公園に指定されている。

北部の五條市境は天辻山系、西部は伯母子山地に属する高野龍神国定公園で、南部は果無山脈を境に和歌山県田辺市との行政界となっている。

土地利用としては、総面積の96%が山林でありその半分が人工林となっている。また、集落のところどころ緩やかな斜面は耕作地として耕され、一部稲作や畑作が行われている。

観光面では、村内に奈良県下唯一の高温湧出泉が3箇所あり、平成16年6月に全国に先駆けて村内宿泊施設・公衆浴場で100%源泉かけ流しの宣言を行った。また、同年7月には、村内を通る2本の道「大峯奥駈道」と「熊野参詣道小辺路」が紀伊山地の霊場と参詣道として世界遺産に登録されて、休日には多くの観光客が訪れている。

現在、村内の学校施設は、小学校6校、中学校4校で、小学校2校が廃校、1校が休校となっており、今後、児童生徒の減少等により小中学校の統廃合を更に進める方向で検討を行っている。

(2) 計画の目標

現在、十津川村の高齢化率は40%近くとなり、集落においては、「限界集落」といわれる、高齢化の極端に進んだ集落も現れ始め、主幹産業であった林業も木材価格の低迷や作業員の高齢化や担い手・後継者の減少などで間伐等の保育が成されず放置林が目立つようになって来ている。また、農業では、傾斜地の小面積耕地では生産性も上がらず、家庭消費的な生産が主であり、林業と同様高齢化が進み、また近年、獣害の被害により生産意欲の衰退などにより集落内の放置農地（未耕作地）が点在している状況である。

このため、生産意欲の衰退している農林業において、農村体験交流を通じた都市住民との交流を行うことで、新たな産業振興拠点づくりを目指す。

本計画では、新たな雇用創出と、定住促進を図るため、旧小学校施設を中心とした受入拠点・体制整備を行い、新たな入り込み客・体験者を確保し地域の生活環境の保全と新たな雇用創出を図る。

具体的な数値

1. 年間の体験者数 1,000人/年
2. 新たな雇用・定住者数 6名

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

現在廃校となっている旧五百瀬小学校等を利用し、「農村体験交流」の拠点施設として整備する。地域内の農地や山林を利用して農村体験を行うとともに、旧学校施設では、世界遺産を含めた歴史文化の学習や農作物加工体験、木工工作体験などを行う。また、旧教員住宅については、宿泊施設として利用する。

また、隣接する生活改善センターでは、体験者の食事の提供の場や農産物の加工所として利用し、また世界遺産・熊野古道小辺路の情報発信拠点の機能をもたせる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

[番号] A0801

[名称] 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

旧五百瀬小学校の廃校施設を有効利用するため、教員住宅を含めた学校施設を神納川農村交流体験協議会に貸与し、都市からの農村体験交流者の受入の拠点として整備する。また、十津川村は、世界遺産小辺路ルートの中程に位置することから、登山者の情報交換や情報発信の拠点とする。

なお、貸与は無償とし、十津川村と神納川農山村交流体験協議会の賃貸借契約締結により行う。

(3) 支援措置の適用要件

- ①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること。

廃校校舎等（平成18年3月31日廃校）の補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請をする。

- ②校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本計画」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。

林業については、木材価格の低迷などによる担い手・後継者の減少や高齢化が進み間伐等の手入れが成されず放置林が目立つようになって来ている。

また、農業では、傾斜地の小面積耕地では生産性も上がらず、家庭消費的な生産が主であり、林業と同様高齢化が進み、また近年、獣害の被害により生産意欲の衰退などにより集落内の放置農地（未耕作地）が目立つ用になってきている。

地域では、五百瀬小学校廃校後、地域振興として旧校舎等の利用に向け検討を進めてきた。

今回の計画では、地域の資源を活かし、農村体験を通じ都市との交流を行い、農林産物の生産・販売が増え、休耕農地の解消や森林整備行われ健全なる集落環境を保全し、又雇用の場を創出し、地域の活性化を図る。また、世界遺産熊野参詣道小辺路の情報発信の拠点としても活用する。

そのために、十津川村においては地元地区に施設を提供し、また、教育機関や各種関係団体に対しPR活動を積極的に行うなど、地域と連携を図りながら農村体験を通じ農林業の活性化と観光拠点づくりと併せ地域振興を推進する。

③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要なこと。

平成17年度をもって五百瀬小学校が廃校となり、地域の中心であった施設が未使用となり、地域で子どもの声が聞こえなくなりさびしい状況となっている。

施設は地区の中心部にあり、周辺には田畑、野山が広がり、交流体験の拠点として、また世界遺産熊野参詣道小辺路の発着点となっているため、利用するには環境に適している。

◆ 体育館

交流体験受入時（雨天）のオリエンテーションの会場や農業・林業体験の会場として使用。

◆ 校舎1階・2階教室

木工や竹細工、農産物の「工作体験教室」や地域の文化や世界遺産を学習する「歴史教室」として利用する。

◆ 校舎職員室

農村交流体験の受入本部（事務所）として利用する

◆ 教職員住宅

農村交流体験者及び受入本部の宿泊施設として利用する。

④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等は無償貸与すること。

十津川村は神納川農山村交流体験協議会に対し、廃校になった旧五百瀬小学校を無償貸与する。

（4）廃校の利用内容

今回廃校を利用して整備する「農村体験交流」の拠点施設は下記の機能を有したものとし、それぞれ必要な施設等を整備する。

1. 都会との交流体験を行う拠点とする。（農業・林業体験施設、宿

泊施設)

2. 地域農業の活性化（農産物加工施設）

3. 世界遺産の情報発信（観光・地域情報発信施設）

5-3 その他の事業

平成20年7月末

県外研修（北海道新十津川町児童生徒母村訪問研修）の受入決定。

6. 計画期間

認定の日から平成23年3月31日

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定本体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし